

宜 議 第 5 5 2 号
令和 6 年 1 2 月 1 7 日

議 長
呉 屋 等 殿

経済建設常任委員会
委員長 知名 康司

委員会審査結果について（報告）

第 4 5 8 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 6 年 6 月 1 4 日	令 和 6 年 6 月 1 4 日	議案第 5 4 号、陳情第 2 3 号
令 和 6 年 6 月 1 7 日	令 和 6 年 6 月 1 7 日	議案第 5 2 号、議案第 5 4 号、陳情第 9 号、 陳情第 1 0 号、陳情第 1 3 号、陳情第 1 4 号、 陳情第 1 9 号、陳情第 2 3 号
会議日数 2 日間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第52号	令和6年度西普天間線道路築造工事(2工区)請負契約について	令和6年 6月13日	令和6年 6月17日	原案可決
議案第54号	喜友名23号道路整備工事(4工区)請負契約について	令和6年 6月13日	令和6年 6月17日	原案可決
陳情第9号	インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情	令和4年 12月8日	—	継続 審査
陳情第10号	有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情第13号	西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情第14号	西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情第19号	「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情	令和5年 9月13日	—	継続 審査
陳情第23号	高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について	令和5年 12月7日	—	継続 審査

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和6年6月14日（金） 1日目

午前10時00分 開会
午後 1時56分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	知名康司
委員	又吉亮
委員	宮城優

副委員長	宮城政司
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

○欠席委員（1名）

委員	濱元朝晴
----	------

○説明員（5名）

市民経済部長 次	本永貴也
産業政策課 企業誘致担当主幹	饒平名文治
総務課 管財係長	福本司

産業政策課 課長	宮城恵美
産業政策課 雇用企業係長	松田学

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉竜希
-----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第54号 喜友名23号道路整備工事(4工区)請負契約について
- (2) 陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

第458回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年6月14日（金）第1日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第54号 喜友名23号道路整備工事（4工区）請負契約について

○知名康司 委員長 議案第54号 喜友名23号道路整備工事（4工区）請負契約についてを議題といたします。
本件に対する質疑を許します。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）※現場視察を予定していたが雷雨により中止

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時00分）

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。休憩いたします。（午前11時00分）

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後1時30分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

○知名康司 委員長 陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。まず、陳情内容の中で、もうちょっと細かい部分を聞きたいとか、声があって、それで当局を呼んでいますので、あとはまた、委員より質疑があると思いますので、よろしく願いいたします。説明はいいですね、前やったから。

（「はい」という者あり）

○知名康司 委員長 では、質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。当シルバー人材センターさんから陳情があったと思ひまして、そのうちの1件は上がっているところですが、そのもう一つの意見、今回預かっているのですが、この支援についての陳情となっているのは10行目のほう、皆様の期待に応えるセンターを実現していきたいというために13行目の、さらなる御支援を賜りたくということでありまして、期待に応えるセンターのための支援が下の

3つとなっているというふうに認識するのかなと思ったのですが、そこに業務内容で児童公園の除草、また清掃作業の要望が挙がっている。そしてまた、2番目、ふんしんせせらぎ通りという固有の指定をして、この清掃作業を要望している内容です。また、3番目の市民広場であります。清掃作業の増、これは仕事を増やしてという、増員の要望ということで、議会で諮ってほしいということなのですけれども、このことに対して当局でできることはどういうことがあるでしょうか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。前回、私のほうからは、下記の3点につきましては、現状の維持管理の状況などを踏まえながら、今後検討できるかどうか精査してまいりたいということで、答えさせていただきました。

3点についてですけれども、1点目の公園についての件は、前回は指定管理で公園は契約をしていることから、現在、令和5年度から令和9年度の間は、既に契約があることから、次の更新時に向けて検討してまいりたいというふうに答えさせていただきました。

2番のふんしんせせらぎ通りについては、平成4年に沖縄総合事務局から表彰を受けたような経緯もあったという情報もいただいていたところですが、実際昨年度、令和5年度、伊佐区のせせらぎシーサー通り会というボランティアの会がございまして、こちらが中部広域の花と緑のまちづくりコンクールにて優秀賞を受賞しております。令和5年度になるのですけれども、こういった形で確認をしましたところ、このボランティアの会のほうで除草作業や水やりなど、既にふんしんせせらぎ通りの周辺は行っているというところがございます。

3番目の市民広場の清掃作業の増員についてでございますが、こちらは人数を増やしてほしいという要望、この時点では一応ございましたけれども、その後確認しているところでは、実際はシルバーさんからの要求は、予算要求時に要求はなかったということと、あとは市民広場を担当しております総務課のほうにも確認はしているのですけれども、現在は週4日、1日2人、清掃作業員は出ておりまして、週1回はごみ回収の作業に1人充てているということで、一応3名で対応、問題なくやっているということで確認をしております。状況としては以上でございます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 お願いします。記の部分で1、2、3あるのですけれども、公園とか色々調べて、指定管理とかが入っていると、これは全て今のところは全部問題なくできているという認識でいいのですか、この管理自体は。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後1時37分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後1時38分）

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。本日、建設部が欠席ではございますが、前回の答弁の中で、草が伸び

過ぎていているという状況についてのクレームなどもございませんので、施設管理課長のほうで見る限りでは適切に管理されているとされているというお話がございましたので、私たちもそのように認識してございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 1番、2番、3番とあるのですが、1は草刈り2も草刈り、3は市民広場が汚れているとか、そういうとことか、人が足りないからというところの要望だと思うのですが、これは3つとも大丈夫という認識でいいのですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 私たちの認識では、汚れているからということで要望ではなくて、シルバー人材センターさんのほうで請け負う場所、人数の増員など、そういった働く場の拡大の意味で、今回要望が出ているのかなと認識しております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうしましたら、意味がないことになってしまうので、もしかしたら何かしらの目的があったのかなと思ったのですが、やはりそこに対して人が必要な理由があって、その人員増かなと僕は認識だったのです。そうしないと要望する理由が分からない。今できているというのであれば、この3つに関しては、人力的なところの問題ではないと思うのですが、これを管理している、例えば指定管理者に、このシルバー人材センターを積極的に使ってくださいなどの案内をすることというのは可能なのですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 休憩をお願いします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後1時40分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後1時42分)

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。公園の指定管理業務につきましては、契約内容にもよると思いますので、担当課のほうに確認してまいりたいと思います。

○嶺井拓磨 委員 以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。もしかしたら前回と重複してしまうかもしれないのですが、確認させていただきたいのは、ふだんからこのシルバー人材センターの方たちとは、当局はコミュニケーションは取られていると期待はしているのですが、こういった相談、陳情とは別でありましたか。全くこのとおりではないと思うのですが、シルバー人材センターから仕事を、業務をもう少し増やしてほしいというような相談というのは、受け付けたことはありますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 もちろん、こういった正式な場での、私たちに文書が提出されるということもございませけれども、日常の中でお話はございます。シルバー人材センターさんのほうも、公共の事業もたくさん請け負っていきたくて、民間のほうにも拡大していきたいというお考えがありますので、そういったのは日

頃の会話の中でもございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今まで質疑させていただいた中で、1、2、3ってちょっと難しい部分もあるかなと思ったのですけれども、逆にそういったコミュニケーションが取れているのだったら、こういったことはどうかなというアドバイスができるのではないかなと思ったのです。その上でシルバー人材センターが、そちらの中で検討した結果、ではこういうのをやってほしいという陳情が出てきていたら、恐らくスムーズに運ぶ気がしたのです。恐らく、ちょっと恐らくばかりなのですが、そういったところがうまくコミュニケーションが取れていないから、このような陳情が来て、我々は質疑させてもらっているというような形で、ちょっともったいないという、あれなのですけれども、この辺り実際にこの3つの話って出てきたことはありますか、コミュニケーションを取っている中で。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。本来でしたら、この要望書が出る前に、事前に担当課とこういった話をすべきだったのではないかということだと思います。今回につきましては、要請を9月に受けた段階で、私たちも内容が把握されたということではございましたが、その中身を確認していく中で、追加で答弁したい部分もございますけども、例えば市民広場の清掃作業の増員の要望につきましては、市民広場、汚れているから作業をさせてくれではなくて、確認しましたところ、現在会員の皆さん、高齢化に伴って体力に個人差があるという中で、就労の安全確保の観点から、1人で就いている仕事を2人制に持っていきたい、そういった複数体制に持っていきたいという考えがシルバー人材センターさんのほうには、最近の考え方としてあるようでして、そういった考え方の下、まずは市民広場の清掃作業、そちらを日々週4回、2人体制で出ているのですが、そこをもう少し複数体制に持っていきたい、そういった増員要望ができないかという考えから陳情されたようです。

そういった話が、だんだん高齢化してきている状況とか、そういったところを私たちも日頃から状況把握をしなければいけないなというふうにも今回実感しましたので、おっしゃっているように日頃のやり取りの中で把握もしながら、できること、市として支援できることというのをもっと把握していければなと思っております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。恐らくシルバー人材センターの皆さん、ここに書かれて前段というのですか、いろいろな意味で、いい効果、働いている方たちにも影響が出ると思いますし、行政としてもお願いできる、通常より安くお願いできてすごく助かっている、お互いメリットがあるはずなので、もっとうまくコミュニケーションを取って、何かいいやり方を見つけられると、とてもいい関係が築けるのではないかなと思うので、ぜひそこは今後継続してほしいなと思います。

ごめんなさい。1個だけ、今の答弁の中から教えていただきたいのが、以前、僕もちょっと相談を受けたのですけれども、名称は忘れたのですけれども、作業をするときにシルバー人材センターが安全配慮する担当みたいな、昔はあったけれども、今はなくなった、復活させてほしいという相談を過去に受けたのです。今の話と少しつながるのかなと思ったのです。これってなにか分かりますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

- 産業政策課長 申し訳ございません。少し確認が必要なようなので、確認させていただきたいと思います。
- 宮城政司 委員 以上です。
-

- 知名康司 委員長 休憩いたします。(午後1時50分)
- 知名康司 委員長 再開いたします。(午後1時50分)
-

- 知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。
- 宮城優 委員 確認なのですが、コロナウイルス感染拡大の影響等により企業からの受託業務等も著しく減少したとあるのですが、これ民間ですよ。民間というカテゴリで、そこで収入というのですか、それが減ったので、高齢化の背景があって、この公園というか市民広場等の清掃員の増員を求めているという解釈でいいのかな。
-

- 知名康司 委員長 休憩いたします。(午後1時51分)
- 知名康司 委員長 再開いたします。(午後1時52分)
-

- 知名康司 委員長 産業政策課長。
- 産業政策課長 資料を確認しましたところ、令和3年度から令和4年度にかけては、やはり民間企業及び個人との契約の金額が減少しておりますので、会員数が増える中、そういった受ける仕事が少ないところも背景の一つであったと思います。
- 知名康司 委員長 ほかになければ終わりたいと思います。
- (「進行」という者あり)
- 知名康司 委員長 審査中の陳情第23号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
- (「異議なし」という者あり)
- 知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
-

- 知名康司 委員長 休憩いたします。(午後1時53分)
- 知名康司 委員長 再開いたします。(午後1時56分)
-

- 知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は6月17日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後1時56分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和6年6月17日（月） 2日目

午前10時00分 開議

午後 2時28分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	知名康司
委員	又吉亮
委員	宮城優

副委員長	宮城政司
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

○欠席委員（1名）

委員	濱元朝晴
----	------

○説明員（10名）

総務部長	多和田 眞満
契約検査課 契約検査係長	我如古 誉幸
市街地整備課 課長	嶺井 実克
市街地整備課 計画係長	桐澤 秀明
道路整備課 課長	高江洲 強

契約検査課 課長	伊禮 理子
建設部 次長	城間 勝也
市街地整備課 工事二係長	眞志喜 徹也
市街地整備課 計画係主任技師	須永 飛香
道路整備課 道路二係長	照喜名 一史

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第52号 令和6年度西普天間線道路築造工事（2工区）請負契約について
- (2) 議案第54号 喜友名23号道路整備工事（4工区）請負契約について
- (3) 陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情
- (4) 陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情
- (5) 陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情
- (6) 陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情
- (7) 陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
- (8) 陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

第458回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年6月17日（月）第2日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第52号 令和6年度西普天間線道路築造工事（2工区）請負契約について

○知名康司 委員長 議案第52号 令和6年度西普天間線道路築造工事（2工区）請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。質疑の前に担当課より議案第52号についての趣旨説明をお願いいたします。
総務部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。いただいたこの資料から少し確認させていただきたいのですが、まず対象は、この資料の下の写真というか、赤枠で囲われたもの全て対象ということでもいいのですかということと、名称なのですが、例えば喜友名23号の市道であったら、そういう数字が入ってくるかなと思ったのですが、ここはそういう扱いはないのか、その2点をまずこの資料から質問させていただきます。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 地区の通り、赤枠でくくった箇所が今回の工事箇所になります。道路工事の名称なのですが、社会資本整備総合交付金を活用して工事を行うところです。特にメイン工事が西普天間線の開院開学に向けての今年中の完成、供用開始を目指していますので、喜友名23号は200メートルしかないのですが、大本が西普天間線ということで、今回西普天間線道路築造工事という名称にしています。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ごめんなさい、僕が聞きたかったのは、西普天間線という、これは市道ですか。市道西普天間何号みたいにつくのかなと思ったのですが、ここの名称は今後どういうふうになるのか。もしくは、このままいくのかというところを。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時08分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時09分）

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回工事名が西普天間線というのは、都市計画道路の名称でありまして、本来の市道名

は普天間喜友名線、正式名称は市道普天間喜友名線。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。特に数字は入らずということで理解しました。ありがとうございます。あと、すみません。細かい点なのですけれども、この資料の地図の琉球大学付属の付という字、これで合っているのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 大変申し訳ないです。正式名称は琉球大学病院です。過去に附属病院という名称があったのですが、今は附属という名称はなくなって、琉球大学病院ということになっております。これは間違いです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その違いと気づかずに、付属の付という漢字がこごとへんがつくと思っていたので、琉球大学附属小中はこごとへんがつくのです。なので、附属という漢字はつかない。分かりました。そこは分かりました。附属という漢字はつかない。

○市街地整備課長 なしです。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続けていいですか。

○知名康司 委員長 はい。

○宮城政司 委員 では、別の観点で質問させていただきます。今回入札に付されたということで、議案書の4ページから教えていただきたいのですが、ちょっとごめんなさい。失礼な質疑になるかもしれないのですが、落札された業者の金額が最低制限価格と811円差なのです。物すごいピンポイントで出してきたという印象なのですが、以前も同じような感じの、物すごい少額の差が出てきたものもあったのですが、念のための確認なのですが、決してこの最低制限価格が漏れているとか、そういうことはないですよという確認をさせていただきます。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 説明いたします。工事価格が漏れていないかというお話ですが、そういったことは一切ありません。ここまで近い金額を設定できているというのは、ちょっと私たちのほうが提供している設計書の情報ですとか、そういったところを金抜き設計書と言っているのですが、我々が予定価格を公示するために積算していく資料ですね、その単価の金額を全部抜いた状態で、ただ条件は、その中で、こういった積算の組み込み方、組み立て方をしているというのは、分かるような情報を全社に与えております。なので、皆さんある程度の情報を持って公共の単価を資料を集めてきてやっていると、その都度精度のある金額がはじけているのかなという予想です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続けて、この入札された業者も、辞退された業者も幾つかあるのですが、辞退された理由とか分かるでしょうか、お願いします。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 では、入札辞退の経緯についてお答えします。4番目の株式会社山内組・有限会社沖産共同企業体なのですが、そちらについては工期に間に合わないためということで、事前に辞退届が提出されて

おります。8番目の株式会社沢建設・琉球建設産業株式会社共同企業体、こちらについては技術者の配置ができないためということで、辞退届が提出されております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほどの1社の工期に間に合わないということなのですか。今回の工事、いわゆる米軍基地内になる部分もあるのか、ないのですか。要はパスの申請が喜友名23号もいろいろ影響が出てきたのですけれども、こちらでは、そういう影響はないのかということをお伺いしたいです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回の2工区につきましては、区画整理地区内で米軍施設ではなくて民間地。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 すみません。参考資料をいただいているものから、横断図について、施工箇所、工法を記入して横線で削除している工事が結構見られるのですけれども、予定していた工事から省いて線で消していると思ったのですけれども、そういう認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 この資料についてですけれども、標準横断図ということで、西普天間線と喜友名線の標準横断図を描いているのですけれども、これは道路の情報全てが入っている図面として、その中で我々先に先行して、この工事の前に施工しているものが幾つかあって、そういったものは見え消しというか、さきに施工は終わっていますので、消えている状態なのですけれども、道路の情報としては、やはり全ての情報が必要ですので、その表記は残したまま、施工は終わっているというような表現になっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。では、ひな形があって、それで施工箇所に適合するかどうかを判断してということで、分かりました。ありがとうございました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 最低制限価格を割った共同企業体が4社無効となっているのですけれども、その要因はどういうふうに考えていますか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 先ほどの説明の中で、金抜き設計書を提供して精度の高い積算が、入札参加者もできているのかなと思ってはいるのですけれども、やはりその精度が高い単価をピンポイントで当てるとするのは、公表されている単価だったりというのは当てやすいと思うのですけれども、見積りを採用しているものとかというのは、やはり各会社さん、メーカーに問い合わせたりするとは思うのですけれども、そういったところで、若干の誤差というのはあるのかなと思います。

そういったところで、直接工事費だったり、諸経費というかかり方が変わってきて、各業者さんの中で、まず、この差かなとは思っているのですけれども、あくまでも推定です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この4社も無効になるって、僕の記憶違いなのか分からないのですけれども、余り見られな

いなどと思って、だから積算が少し業者のほうからしたら高く設定されていて、我々はこれぐらいでできるよといったところで最低制限価格を割っていったというところがあったりするのかなと気になったので聞いたのですけれども、あともう一つ、今回の審議の中で使うものではないのですけれども、資料としていただきたいのが、西普天間の工事、これまでの工事での契約案件の請負者の一覧、これまで何々工事に対しては、どここの共同企業体、入札額幾らというのを、今回の審議には使わないので、これはゆっくりで大丈夫ですので、これをいただけたらと思います。以上です。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 入札案件ということであれば、一覧は、こちらで把握しておりますので、それを作成して提出いたします。

○又吉亮 委員 お願いします。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 確認だけさせてください。よろしくをお願いします。副委員長とかぶるかもしれませんが、辞退した2社、共同企業体というのですか、人員不足が影響しているのかなというのは肌感覚で感じるのですが、例えば1社が工期に間に合わないためという理由で辞退していますけれども、これは間に合わなかったときの何かペナルティーはあるのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回の工事に限っては琉球大学病院の開院が1月6日、来年の早々にあるので、それまでに開通するというのが絶対で、遅れは許されない。我々も12月26日開通式、西普天間線の供用開始があるので、それをJVなり業者さんに、そういう条件ですよというお話もさせてもらった中でのお話、こちらのほうからさせてもらっています。あとは、業者さんが遅れる、遅れないというのは、それは先ほど契約検査課長が言われる通りです。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 工事自体の事故とか、けがとかないほうがいい。工期が短いとかあるかもしれませんが、安全面だけ注意していただきたいと思います。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 宮城優委員と同じ質疑なのですが、ペナルティーがあるのかないのかを知りたいです。さっきは工期が決まっているので、絶対条件ということだったので、それを超えてしまった場合、ペナルティーはあるのかないのか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ペナルティーがあるかないかにつきましては、繰越し案件で、また、土木工事なので天候に左右されますし、ペナルティーがあるかと言われれば、工期延期できる工事は、もちろんやりますし、その辺はペナルティーというのは考えておりませんし、これまでの工事については。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。それと、もう一点気になったのは、市道11号だと道路灯がすごく少なく感じる。あとは、雨水対策も正直弱かったのではないかなと感じるのですけれども、今回の、そういった喜友名23号工区に関しては、ちゃんと計算とか、設計とかされていますかという確認なのですけれど

も。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 宜野湾11号が、照明が暗いとか、設計ができていないということもあるのですが、実際宜野湾市道の道路照明の基準上では、連続照明が必要かと言われたら、その条件に合わせると、構造例に合わせると、つける必要はないということで、多分市道11号とかされたのかなと思うのですが、西普天間線に関しても、同じような条件で、道路の照明というのは、基本的には交差点部分ですね、局部照明、交差点部分とあとは橋梁がありますので、橋梁部分に関しては連続照明としてつけるというのは基準上あって、それは守っているところです。それ以外の普通の道路に関する照明に関しては、この基準を踏まえつつ、あとは、ここは健康医療拠点という位置づけで整備していますので、歩きやすい道路ということで、フットライトですね、道路の照明をフットライトとして低地照明なのですけれども、歩道の歩行者が歩きやすいような設計でライトをつけているところです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 雨水対策はいかがですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 失礼しました。雨水対策に関しましては、西普天間全域の雨水計算、あとはその周囲の住宅地区からの流域計算を基に計算していますので、雨水に関しては問題ないのです。市道11号とかというのは、やはりどうしても既存の市街地からのものに対しての設計であったり、流末は群が決まっている管の断面とかあったものですから、多分ちょっと難しいところはあったかもしれないですけれども、西普天間に関しては、全体的な計算はされていますので、問題ありません。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 最後に確認したかったですけど、たしか連続照明とか、車が1時間に1,000台以上通る道路とか、そういった基準があったと思うのですけれども、それも加味されているという認識でいいですね。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第52号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時26分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時29分)

【議題】

議案第54号 喜友名23号道路整備工事(4工区)請負契約について

○知名康司 委員長 次に、議案第54号 喜友名23号道路整備工事（4工区）請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

その前に担当課より議案第54号についての趣旨説明をお願いします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしくをお願いします。工期短縮と経費節減があるというふうに認識しているのですが、この節減する金額等は大体数字的には分かりますか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時35分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時36分）

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 指名競争入札でした場合ですけれども、工事費のほうは2億9,000万円余りになります。今回随意契約ということで、3工区で契約した経費が重複しないようにと、あと今持っている3工区業者が、当初の請け負った比率、うちの予定価格と業者が契約した比率のほうがございます。それを計算した結果、2億3,000万円余りになっております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 圧縮できるという感覚ですね。

○道路整備課長 はい。

○宮城優 委員 では、工期のほうは。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 一番大きいのが、米軍施設内に入る、特殊事情がございます。通常契約が済んで、米軍のほうと調整会議のほうがございます。その際に調整会議をして、作業員の名簿を作って米軍のほうのチェック、その期間が大体6か月ぐらい要します。そこら辺で、随意契約して、今、3工区の業者のほうは持っているもので、そこら辺でも圧縮ができるということになっております。

○宮城優 委員 了解。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくをお願いします。この喜友名23号というのは、今回4工区が議題に上がっているのですけれども、1から4で全てでしょうか。5とか、6まであるわけではなくて、まずその確認をさせてください。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今1工区から3工区まで発注をしています。4工区のほうで国道58号との取付け工事、その後にもまた残工事がございますので、その内容が上部の舗装工事であったり、街灯をつける作業であったり、あとは既存で国道58号のほうに門型標識というのがある、そこのまた施設のほうがございます、残工事としまして。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そうすると、1工区から4工区まで、プラス残工事というのが全体ということで、理解していいのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおりです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この残工区は、ちょっと残作業というのは、また別途として、1から4工区に分けた理由というのはどのような理由なのですか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時39分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時40分)

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 1工区から3工区、今回4工区で、大体1工区単位で20億円ぐらいの基礎工事費、約ですね今ちょっと資料がないので、かかっている、また工事のボリュームも大きいので、それぞれで範囲を切って発注のほうはしております。1工区のほうで、まずは国道側、雨水排水の整備をしました。2工区のほうで西普天間側の橋梁のほうを整備しました。現在行っている、3工区のほうが、1工区と2工区の間、橋梁のほうの工事をしております。金額的に大きいのとボリュームが大きいので、分けて発注のほうをしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっとうまく、コンパクトに説明されても分からなかったのですが、1工区で雨水排水をやったとおっしゃったのですが、今回は4工区で新たにボックスカルバートを設置するのは、その雨水排水とは別の場所ですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 議会のほうに提出した資料のほうがございます。この資料の中で、1工区の中が赤色のボックスになっております。今回契約予定が4工区のオレンジ部分になっております。国道58号と1工区を接続する工事になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。分かりました。気になったのは、いただいた随意契約理由の資料の中段ぐらいに3工区と4工区の施工業者が異なる場合には作業範囲及び作業ヤード、資材運搬動線が重複し、契約不適合責任の範囲が不明確になることが懸念されるというのがあるのです。こういうことがあったとき、この3工区と4工区に分けた理由、整合性が取れているのかなというふうに思いますね。なぜ分けたのかなというところが、最初から分けられないほうがよかったのかなと思うのですが。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回の4工区の発注については、雨水が流れていて、当初から4工区部分をまず避けて、仮に流して、そこで工事をする計画でございます。そこら辺から、水が多いので、その水処理が必要という

ことで、分けて発注のほうをしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 あと、先ほど宮城優委員からも質疑があったのですけれども、2億9,000万円が2億3,000万円に圧縮できたということがあったのですけれども、本来であれば入札すべきものなのですよ。だけれども、急がないといけないという、琉大病院の開院に向けて間に合わせなくてはいけないという事情があったので、想定していなかったボックスカルバートをやらなければいけないというふうに出てきたので、3工区、4工区を同じ業者にした。本来であれば入札すべきだったというのは合っていますか。その考えでやろうとしたというのはあったのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 本来ならば、契約する際は入札が前提になっております。今回特殊事情で、米軍基地内ということで、先ほどの答弁と一緒になるのですけれども、6か月を要する、琉大病院の開院に合わす必要がある、そこら辺でどうしても期間がなくて、随意契約のほうで発注のほうをしようということになっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。入札をすることの方がいいというふうに理解しているのですけれども、こういった6,000万円とかという金額を削減できるような状況というのは、本当に入札をしなくてはいけなかったのか。この工区の組み立てというのですか、設計自体も本来のやり方でよかったのかなと、どうしても考えてしまう。どうしてもこの工事をしたいがために持ってきたような数字にも見えてしまったのです。6,000万円を浮きます、6,000万円というのは大きな数字だと思うのです。なので、ごめんなさい。ちょっと質問にならなくて申し訳ないです。以上です。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 うちの希望だけでは、当然ありません。今回案を出した株式会社沢建設、あちらのほうの同意もあって、この仮契約書のほう提出しておりますので……

○宮城政司 委員 同意ですか。

○道路整備課長 要は了解を得てですね。うちがしたいからではなくて、当然業者がしないといったら決裂になりますので、双方で協議して合意をいただいたということになります。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 申し訳ないです。ちょっと聞き忘れたことがあって、全然別の観点ですけれども、雨水排水って今回の整備、どこに流れて、海とか、下水処理場ですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 昔から流れていまして、キャンプ瑞慶覧から来るものと西普天間方面から来るものがあったて、国道58号の下を通過して、宜野湾市と北谷町、間のほうに川がございます。あちらのほうに流れております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そこで、ちょっと気になったのが、いただいた資料で、津波災害

時の避難路として、この排水は道路下を流れるのですか。要は津波のとき逆流が起きるではないですか。川を遡って、こっちに逆流することをちょっとイメージしてしまって、そのときに避難路として本当に適切なのかなというところが見えなかったのが、道路からは見えなくなっていて、避難路として問題ないですよというところが確認できればいいのですが、そこは御説明できますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 先ほどの答弁でも申しましたが、まず道路を造る前に下の雨水排水の施設のほうですね、ボックスのほうを造っております。排水としては道路下を通っております。あとは、橋で連結していくような形になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、避難路としては、もし仮に逆流があったとしても影響なく避難できるということで、大丈夫ですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおりで、あとは表面排水と国道58号の排水もございます。そこも2方向のほうですね、ボックスのほうに流してキャンプ瑞慶覧のボックスのほうに流す計画であるので、避難路としては問題ないと考えております。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 すみません。提案理由を述べた際に、ボックスカルバートの設置、現況の雨水排水対策でどうこうという話をされたのですけれども、もう一度提案理由のその部分を読み上げていただけますか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 これは喜友名23号道路整備4工区の工事内容の話ですか。

○又吉亮 委員 そうです。

○建設部次長 ボックスカルバートの設置工事があったのですけれども、読み上げましょうね。喜友名23号道路整備工事(4工区)の工事内容につきましては、雨水ボックスカルバートの設置工事となっております。当初は現場打ち工法での設置を予定しておりましたが、本工事箇所が既存水路の最下流に位置し、西普天間住宅地区及びキャンプ瑞慶覧地区の雨水排水が勢いよく流れ出てくる箇所となっていることから、施工性や安全性を検討した結果、特殊ボックスカルバート(二次製品)の設置工法へ見直した内容となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回の工事に係る予算、財源、契約金額が2億3,500万円あるのですけれども、この財源の根拠、いつ議会の承認を得たものなのか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 こちらのほう、令和5年度の繰越しの予算になっております。3月議会で繰越し承認を得ての予算となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回一般会計補正で上がってきているものの提案の理由で工事の内容との違いがよく分からないのですけれども、その違いを説明していただいてもいいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回の契約案件については、昨年度繰越しからの予算でございます。その工事内容については、国道58号と既存のボックスを接続する内容になっております。一般会計で3億円近くの補正をしておりますが、あちらは最終的な舗装であったり、街灯であったり、門型標識、そこの移設費用になっております。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回の契約案件として上程しているもの、前年度の繰越し予算で認められたものを使って発注しているものです。補正で上げているものは、これからの発注予定の残工事、予算を組む、別の工事です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 繰越し明許、議会承認、繰越しとして承認を得られたものってあるのですけれども、これは一般会計の中での繰越しとして議会承認を得られたものなのか、西普天間の特別会計の中で得られたものなのか、これはどちらですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 西普天間の特別会計ではなくて一般会計の繰越しで承認を得たものとなります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 繰越し明許の報告第3号に係る資料として、これは6月にもらったものですかね。令和5年度一般会計繰越し明許費繰越し計算書に係る資料というものをいただいて、これは土木費の道路橋梁費喜友名23号、10億円余りのものの中の一部にこれが含まれているということになるのでしょうか。

○知名康司 委員長 道路二係長。

○道路整備課道路二係長 今回繰越しを受けている額の中には、今発注している4工区分プラス、今工事中の3工区の繰越し分も含まれているので、その合計額になっています。

○又吉亮 委員 これが。

○道路整備課道路二係長 今回令和5年度に繰り越した道路橋梁費ですかね、10億円近くのお金ですね。この中には、この2つの工区が入って、繰越し額が含まれております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほど工事内容を聞いている限りでは、何か突発的に予算を組まざるを得ないような工事内容なのかなと思ったのですよ。随契もするわけですし、3工区をされている業者さんが4工区をそのまま引き継いで随契をしているという中で、当初から組んでいた予算の中での、それを次年度繰越しをして予算を執行していくというところが、ちょっと見えない。今回の工事内容を聞いているとですよ。

なので、ボックスカルバートを設置する雨水排水対策、河口部になっていることから、上流から流れてくるものに対して対応していく。一般会計補正の中でも、そういったものを突発的にやることによって、ほかのところから事業を削ってでも予算をつくってやろうとしている。そこと似たような箇所、似たようなというか、工事の内容は違うのですけれども、場所は似ている。どちらも突発的に起きているはずなのに、この契約案件に関しては、以前から予算が組まれていて、その工事を年度内に終了できなかったもので、令和6年度に持ち越しますよという契約案件というような形になっているのですけれども、この辺の説明って可能ですか。ちょっと僕のほうで理解ができていなくて、突発的なものだと思っているのですよ、今回のこの契約

案件の工事が。突発的なものではなくて、当初から予定されていたものなのか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 繰越しの10億円余りの予算ですね、本来は、その予算で終える予定でございました、舗装のほうまで。先ほどの現場打ちからボックス製品に替えたために予算が足りなくなって、3億円余りの補正をしたというところで、この3億円の中で残工事を行うということになっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私の理解が合っていれば、そうですということで、教えていただきたいなと思います。当初、当初というか、もともと組んでいた予算の中であつただけけれども、突発的に出てきた工事の内容が出てきて、これを組んだと。そこに足りない部分というものが、工事の内容を別にして、足りない部分を一般会計補正で組んで、当初従前組んでいた予算に関しては繰越しでやって、今年度事業を充てて、足りない部分の残工事を事業としては、工事の内容としては別個にして一般会計補正で補填するというような認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○又吉亮 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 随意契約に至った経緯についてですけれども、随意契約って僕の認識だと少額規模の工事だったらできるというふうに思っていたのですけれども、本市では随意契約での、ここまでだったら随契できるよというような金額ってあるのでしょうか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 随意契約としては、地方自治法施行令第167条の2がございます。その中に第1号から第9号までございます。委員が今おっしゃっているのは、1号の中で宜野湾市財務規則第113条で定める額を超えないことは1号になっております。その金額としては、工事費としては130万円以内です。今回の適用は1号ではなくて、6号適用でお示ししております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 競争入札に付することが不利と認められるときという文言が、その6号の内容だからだと。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃられるとおりです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 6号を適用したほうが有利なのだろうなということで至った経緯だと認識したのですけれども、入札って市民の、事業者さんの公平な参加ということが、たしか文言があつたと記憶しているのですけれども、この4工区を受けたかった事業者さんも中にはいらつしたのかなと思って、その入札に応じる機会が、ちょっと損なわれてしまった懸念を感じたのですけれども、その辺は問題なかったのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 通常の契約だと随契ではなくて一般になります。委員がおっしゃったとおりの事項も、確かに懸念材料としてはございます。本来は一般すべき契約ではあるけれども、今回については、6号適用

で、その事由としては工期の問題です。その辺を適合して、6号で行っております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 分かりました。了解しました。このほうが工期もあるしで、やむなく対応されたのだらうなと認識しているのですけれども、あと1点、現場打ちで、当初ボックスカルバートではない、前の工法、型枠を組んで流し込んで、それが雨水にやられたときに損害を被るという懸念があるという説明を受けたのですけれども、これは当初の設計は、それだったはずで、そのときにボックスカルバートの方法は話として出なかったのか。このボックスカルバートに替えるというふうに変更した日程というのは、どのぐらいで気づいたというか、これでいこうと変更したタイミングはいつ頃なのか、教えてください。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 4工区の発注については、昨年度の12月から3月頃までを予定しておりました。12月から3月頃にですね。その辺で、やはりこういった雨水が集中する、現場打ちでやると、時間を要するというところで、4月に入って確認をして、今回補正で3億円余り足りないということで、出ております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 以上です。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進行いたしますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第54号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時05分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時06分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後1時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第54号 喜友名23号道路整備工事(4工区)請負契約について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっている議案第54号 喜友名23号道路整備工事(4工区)請負契約

についてを再び議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後1時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時25分)

○知名康司 委員長 審査中の議案第54号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第52号 令和6年度西普天間線道路築造工事(2工区)請負契約について

議案第54号 喜友名23号道路整備工事(4工区)請負契約について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第52号 令和6年度西普天間線道路築造工事(2工区)請負契約について、議案第54号 喜友名23号道路整備工事(4工区)請負契約について、以上2件一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第54号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情

陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情、陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情、陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情、陳情第14号 西普天間地区の区画整理

事業モデル街区に関する陳情、陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について、以上6件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本6件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後2時28分)